

# 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則の施行について

気水第 85 号  
平成 14 年 6 月 24 日

## 第1 改正の趣旨

本県では、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、全ての工場・事業場に対し排水の規制等を行っており、排水指定物質、排水の規制基準等（以下「排水基準等」という。）を「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（以下「施行規則」という。）で定めている。

平成13年6月に水質汚濁防止法施行令及び排水基準を定める省令（以下「施行令等」という。）の一部が改正され、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物ふっ素（以下「ほう素等3物質」という。）が有害物質に追加されるとともに、「ポリクロロネイテッドビフェニル（PCB）」の名称変更があったため、施行規則の一部について改正を行ったものである。

また、環境管理事業所の認定にあたり、環境保全上の支障に係る法律に違反し、刑を受けた者は認定を受けることができないとした欠格事項を定めているが、欠格事項に係る法律については、施行規則第 27 条で定めており、平成 13 年度に環境関係の法律が改正・制定されたためこれを追加することとした。

## 第2 改正の内容

### 1 ほう素等 3 物質の追加指定等

#### (1) 排水指定物質に係る改正

施行令等の一部改正により、ほう素等 3 物質が有害物質として追加指定されたため、施行規則第 33 条第 2 項の排水指定物質に、ほう素及びその化合物（以下「ほう素」という。）並びにアンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「アンモニア等」という。）を追加指定し、施行規則別表第 9 に許容限度（「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」（以下「改正省令」という。）と同じ数値）を設定した。

また、「<sup>フッ</sup>素及びその化合物」を「<sup>ふっ</sup>素及びその化合物」（以下「ふっ素」という。）に改め、許容限度の一部を改正（改正省令と同じ数値）した。

なお、改正省令において、一部の業種に対し、暫定的な許容限度が設定され、県内においてもほう素等 3 物質の許容限度を直ちに対応させることが著しく困難と認められる業種があるため、これらの業種に対しては、経過措置として暫定的な許容限度（改正省令の暫定的な許容限度と同じ数値）を設定し、平成 16 年 6 月 30 日まで適用することとした。

#### (2) 特定有害物質に係る改正

##### ア 特定有害物質の追加等

施行令等の一部改正により、ほう素等 3 物質が有害物質として追加指定されたため、条例第 29 条第 1 項に規定する地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがある排水指定物質（以下「特定有害物質」という。）として施行規則第 34 条に規定する特定有害物質に、ほう素及びアンモニア等を追加指定し、「<sup>フッ</sup>素及びその化合物」を「<sup>ふっ</sup>素及びその

化合物」に改めた。

なお、し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るアンモニア等は、生活と密接に関連しているとともに、動植物の生育に必須の物質であるため、し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るアンモニア等は特定有害物質から除外した。

#### イ 地下浸透の禁止の適用猶予

アンモニア等は、生活と密接に関連しているとともに、動植物の生育に必須の物質であるため、地下浸透以外に排出する方法がない地域のアンモニア等を使用等する事業者には、附則により当分の間、地下浸透の禁止の規定は適用しないこととした。

また、ほう素については、自然状態で温泉に含まれていることから、アンモニア等と同様に、地下浸透以外に排出する方法がない地域で温泉を利用する事業者には、附則により当分の間、地下浸透の禁止の規定は適用しないこととした。

#### ウ 水質保全水域への排水の排出禁止

施行規則第 36 条第 1 項において水質保全水域への排水の排出禁止になっている業種を、ほう素及びふっ素を含む特定有害物質に係る規制を受ける業種とアンモニア等に係る規制を受ける業種の 2 種類とした。

アンモニア等は動植物の生育に必須となっている物質であるとともに、生活に密接に関連していることから、水質保全水域への排水の排出禁止の対象業種をほう素及びふっ素を取り扱う事業所とは別に分類する必要があるためである。

#### エ 土壌の調査等

特定有害物質に係る表土調査の基準としている「土壌の汚染に係る環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 49 号）にふっ素が追加されたため、施行規則第 50 条第 1 項第 1 号イにおいて規定する特定有害物質使用事業所の廃止時の表土調査の基準から、これまで独自に定めていた「(1)イ(ウ)弗素について……であること。」を削除し、関連する第 53 条、第 59 条についても同様に削除した。

#### (3) 非常時における物質に係る改正

施行令等の一部改正により、ほう素等 3 物質が有害物質として追加指定されたため、非常時における措置を要する物質として、施行規則第 92 条第 1 項第 2 号において規定する水質の汚濁に係る物質に、ほう素及びアンモニア等を追加指定し、「<sup>ほう</sup>素及びその化合物」を「ふっ素及びその化合物」に改めた。

#### (4) 地下水の水質の浄化基準に係る改正

施行令等の一部改正により、ほう素等 3 物質が有害物質として追加指定されたため、施行規則別表第 13 の地下水の水質の浄化基準に、ほう素、ふっ素及びアンモニア等についての基準を追加し、基準値（「地下水の水質汚濁に係る環境基準」と同じ数値）を設定した。

#### (5) 名称変更等に係る改正

施行令等の一部改正により、「ポリクロロネイテッドビフェニル」の名称が「ポリ塩化ビフェニル」に改められたため、施行規則第 33 条第 2 項で定める排水指定物質であった「ポリクロロネイテッドビフェニル」を「ポリ塩化ビフェニル」に改めた。

その他第 3 号様式（付表 10）の備考 2 に、ほう素等 3 物質を追加等し、「PCB」を「ポリ塩

化ビフェニル」に改めた。

## 2 環境管理事業所の認定における欠格事項に係る法律の追加

施行規則第 27 条に規定する「環境管理事業所」の認定における欠格事項に係る法律として、平成 13 年度に改正及び制定された次の法律を追加する。

### (1) 改正された法律

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車 NOx・PM 法」という。）（平成 4 年法律第 70 号）

### (2) 制定された法律

ア 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収破壊法」という。）（平成 13 年法律第 64 号）

イ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特別措置法」という。）（平成 13 年法律第 65 号）

## 第 3 運用上留意すべき事項

### 1 改正規則別表第 9 公共用水域に排出される排水の規制基準(1)

#### (1) ほう素についての排水基準の一部適用除外

条例施行規則別表第 9 備考 6 の規定は、施行規則第 36 条第 1 項に規定する事業者に係る特定有害物質を含む排水について、新設の場合に甲水域への排出が禁止されていることを示しているが、新たに規定した備考 7 において、公共下水道に排水を排出できない地域において温泉を利用する事業者に係るほう素を含む排水について、新設以外の数値を適用することで、この排出禁止規定を除外した。

従って、当該事業者がほう素を含む排水を水質保全湖沼に排出する場合は、許容限度は別表第 9 の甲水域に係る数値のうち新設以外の場合を適用することで、新設の指定事業所の設置を許可することができるので留意されたい。

#### (2) ふっ素についての排水基準の適用

改正前の施行規則別表第 9 備考 10 の規定で、昭和 49 年 12 月 1 日に現にゆう出している温泉を利用する事業所について、<sup>ふ</sup>素及びその化合物についての排水基準の適用を除外していたが、今回の改正により適用することとした。

ただし、次項の経過措置で、暫定基準を定めているので留意されたい。

### 2 改正規則附則で規定される経過措置について

#### (1) ほう素についての地下浸透禁止の経過措置

条例第 29 条の規定で、ほう素についての地下浸透が禁止されているが、改正規則附則 5 の規定により、地下浸透以外に排水を排出する方法がない地域において温泉を利用する事業者については、当該地下浸透禁止規定を当分の間適用しないこととしたので留意されたい。

#### (2) アンモニア等についての地下浸透禁止の経過措置

前号と同様に、条例第 29 条の規定で、アンモニア等（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。）についての地下浸透が禁止されているが、改正規則附則 6 の規定により、地下浸透以外に排水を排出する方法がない地域における事業者については、地下浸透禁止規定を当分の間適用しないこととしたので留意されたい。

#### (3) 暫定基準について

今回追加された 3 物質について、一部の業種について、暫定的な許容限度（以下「暫定基準」という。）を設定した。これは、規制基準遵守のために一定期間を必要とすると判断したものである。

暫定基準は平成 16 年 6 月 30 日まで適用し、その後は改正規則別表 9 の許容限度を適用することとなるので留意されたい。

暫定基準を設定した業種等の区分は附則別表のとおりであるが、「ふっ素」に係る暫定基準のうち「産業廃棄物の最終処分場」については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成 14 年環境省令第 7 号）において、平成 17 年 4 月 1 日まで適用される暫定的な排水基準が設定されており、条例の暫定基準の適用期日と異なっているので留意されたい。

### 3 アンモニア等の排出濃度の算定方法

条例施行規則別表第 9 のアンモニア等の許容限度については、アンモニア性窒素から亜硝酸性窒素への変換率を 4 割と見込んで、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量となっている。

水質の分析結果が排水基準に適合していることを確認する際に、次の式によりアンモニア等の算定をされたい。

アンモニア性窒素濃度×0.4+亜硝酸性窒素濃度+硝酸性窒素濃度=アンモニア等の排出濃度

### 4 事業所の指導について

今回の 3 物質の追加に伴う条例上の手続きは生じないが、今後立入検査時等において、ほう素、ふっ素及びアンモニア等を特定有害物質に指定したことを周知し、これらの物質を製造し、使用し、若しくは処理し、又は保管する事業者については、水質分析等適切な対応を取るよう指導されたい。

## 第4 施行期日

1 施行令等の改正措置との整合を図るため、平成 14 年 7 月 1 日から施行するものとした（次項に係るものを除く。）。

2 施行規則第 27 条に係る改正規定の施行日は、次のとおりとした。

(1) 既に改正及び制定され、施行されている次の法律に係る改正については、平成 14 年 4 月 1 日から施行するものとした。

ア フロン回収破壊法

イ PCB 特別措置法

(2) 既に改正されているが、まだ改正について施行されていない次の法律に係る改正については、その改正措置との整合を図るため、平成 14 年 5 月 1 日から施行するものとした。

ア 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法